

武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校  
LED 化 ESCO 事業委託プロポーザル実施要領

令和7年2月

教育部教育総務課教育施設係



## 1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業（武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校の照明器具のうち、LED 化未施工の照明器具について、事業の実施により得られる省エネルギー効果を保証するものとして、LED 化に必要な設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供する事業をいう。）委託（以下「本事業」という。）に伴うプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 件名

武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託

### (2) 業務内容

「武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

ア 設計・施工 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

イ 維持管理 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### (4) 事業手法

ギャランティード・セイビングス型 ESCO 事業（自己資金型）

## 3 予算(見積り限度額)

### (1) 第十小学校

20,262 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

内 訳

令和 7 年度 19,470 千円

令和 8 年度～10 年度 792 千円

### (2) 第五中学校

24,882 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

内 訳

令和 7 年度 24,090 千円

令和 8 年度～10 年度 792 千円

※ 令和 7 年第 1 回武蔵村山市議会定例会の議決により、令和 7 年度武蔵村山市一般会計予算が成立しなかった場合又は本事業の執行が不可能な程度まで本事業

に係る予算が減額された場合は、契約を締結しない。議決により減額された額が本事業の執行が可能な程度の減額にとどまる場合は、別途委託候補事業者と協議することとし、協議の結果、双方が合意した場合は契約を締結することができるものとする。

#### 4 スケジュール（予定）

年 月 日	内 容	備 考
令和7年2月18日(火)	案件の公示及び実施要領・仕様書・参加申込書等の配布(※)、仕様書等に関する質問受付開始	ホームページ公開、参加申込受付開始
令和7年2月25日(火)	仕様書等に関する質問書の提出期限	電子メール
令和7年2月27日(木)	仕様書等に関する質問書の回答期限	ホームページで公開 電子メールで回答
令和7年2月28日(金)	案件の公示終了 参加申込書の提出期限	ホームページ公開終了
令和7年3月4日(火)	第一次審査(参加資格審査)の結果通知	3月4日～3月11日を、第一次審査結果に対する説明期間とする。
令和7年3月4日(火)	見積書・企画提案書の受付開始、企画提案書等に関する質問受付開始	持参又は郵送
令和7年3月7日(金)	企画提案書等に関する質問書の提出期限	電子メール
令和7年3月11日(火)	企画提案書等に関する質問書の回答期限	ホームページで公開 電子メールで回答
令和7年3月21日(金)	見積書・企画提案書の受付終了	
令和7年3月25日(火)	第二次審査 (プレゼンテーション審査) (候補者決定)	一者につき40分程度予定 (説明30分 質疑10分)
令和7年3月26日(水)	第二次審査(予備日) (プレゼンテーション審査)	一者につき40分程度予定 (説明30分 質疑10分)

	(候補者決定)	
令和7年3月27日(木)	第二次審査結果の通知	3月27日～4月3日を、第二次審査結果に対する説明期間とする。
令和7年4月下旬	契約締結	

※参加申込をした者は、2月27日(木)までの間、現地のウォークスルー調査を行うことができる。詳細については参加申込後、事務局に問い合わせること。

## 5 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 6 参加資格

### (1) 参加者

ア 本プロポーザルに参加することができる者(以下「参加者」という。)は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備える単独事業者もしくはグループ(複数の企業の共同)のいずれかとする。

イ 複数企業が共同するグループとして参加する場合、その構成員を全て明らかにした上で、(2)で示す各構成員の役割を分担することとし、各役割を担う構成員は、(3)で示す役割ごとの資格要件に合致しなければならない。また、構成員のうち事業役割を担う構成員を代表企業とすること。

### (2) 参加者及び各構成員の役割

ア 参加者は、次の各号に掲げる役割を全て担うよう構成員を配置し、各構成員はその役割を統括する。

#### (ア) 事業役割

市との窓口となり、協議及び契約等諸手続を行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。

#### (イ) 設計役割

現地調査及び詳細設計に関する業務及び監理に関する業務を全て担う。

#### (ウ) 施工役割

施工に関する業務を全て担う。

#### (エ) 維持管理役割

維持管理や効果測定などを実施する役割を担う。

イ 一の役割を複数の構成員が担うことができる。また、一の構成員が複数の役割を担うこともできる。ただし、事業役割は、代表となる構成員一者のみで担うこと。

ウ 市との協議及び市の検査等には、事業役割を担う構成員に加え、関連する各構成員が立ち会うこと。

### (3) 参加者の要件

参加者は次に掲げる要件を満たしている必要がある。

#### ア 共通事項

(ア) 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること（東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること）。

(イ) 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止を受けていないこと。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(エ) 武蔵村山市契約における暴力団排除措置要綱の措置要件に該当しないこと。

(オ) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(カ) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(キ) 本業務に関する実績及び能力を有し、かつ、実施できること。

#### イ 事業役割

(ク) 本事業の運営、取締りを行うほか、本事業に係る契約に基づく一切の権限（契約金額の変更、代金の請求及び受領並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使する者として、業務責任者を配置すること。なお、当該責任者は、直接的な雇用関係にあり、かつ参加表明日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。

(ケ) 直近5年以内に国又は地方公共団体の ESCO 事業による小・中学校照明 LED 化事業を受託（元受けの場合に限る。）した実績を有すること。

#### ウ 設計役割

(コ) 設計・工事監理業務を適切に行うため、責任者として設備設計一級建築士、一級建築士、二級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気、電子、機械又は衛生工学）、一級電気工事施工管理技士又はエネルギー管理士のいずれかの資格者を業務に配置すること。

#### エ 施工役割

(サ) 建設業法（昭和24年法律第100）第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般又は特定建設業の許可を受けたものであること。また、建設業法第26条に基づく「電気工事業」に係る監理技術者又は国家資格を

有する主任技術者を配置すること。

(4) 参加資格の喪失

参加申込書の提出時点において要件を満たしていた事業者が契約締結までに参加資格を有しなくなったときには、その時点で参加資格を失う。グループについては、各構成員のうち一者でも参加資格を有しなくなったときに、その時点で参加資格を失う。

## 7 募集方法

本プロポーザルの実施についての公示を市ホームページで行い、参加申込書、仕様書等説明資料の配布を併せて行う。配布資料は以下のとおり。

- (1) 本要領
- (2) 武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託仕様書
- (3) 施設別既設照明リスト（第9号様式）
- (4) 参加申込に必要な各種様式（9 参加申込方法を参照）
- (5) 対象施設の施設台帳

## 8 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、審査委員会委員長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準（後述）に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い参加者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。  
ただし、優先契約交渉事業者と合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。
- (6) 選考の結果は、参加者全てに通知する。
- (7) 提案事業者が一者のみの場合でも審査を行う。審査委員の評価点の平均が満点の2分の1未満のときは、優先契約交渉事業者を選定しない。

## 9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。

なお、提出期限までに参加申込書等の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申込書（第1号様式） 1部
- イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票（写し） 1部
- ウ 業務実績書（第2号様式） 1部

※「6 参加資格」(3)イ(ケ)に掲げる業務実績が分かる契約書（表紙）の写しを添付のこと。

- エ グループ構成表（第3号様式） 1部

※グループで参加の場合

(2) 提出期限

**令和7年2月28日（金） 午後5時（必着）**

(3) 提出方法

主管課窓口持参、郵送又は電子メールにて提出する。

- ア 主管課窓口持参の場合

土日祝日を除く午前9時から午後5時までに持参。

- イ 郵送の場合

締切日時までに必着のこと。配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、市はその責を負わない。

- ウ 電子メールの場合

メール件名を「【事業者名】武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託(参加申込書)」とし、各提出書類をPDFファイルで添付した上で送付するものとし、送信確認の電話連絡を行うこと。

(4) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育施設係（所在地等は後述）

## 10 質問受付及び回答（実施要領・仕様書に関して）

実施要領・仕様書の内容に関し質問がある場合は、所定の質問書（第7号様式）を次により提出すること。

なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

(1) 受付期間

**令和7年2月18日（火）午前9時から**

**令和7年2月25日（火）午後5時まで（必着）**

(2) 質問方法

質問事項は、質問書（第7号様式）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。メールの件名は、「【事業者名】武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託（質問書）」とし、送信確認の電話連絡を行うこと。

また、グループでの参加者については、事業役割を担う構成員が各構成員の質問を取りまとめた上で、提出すること。

(3) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育施設係（所在地等は後述）

(4) 回答

提出された全ての質問と回答について、令和7年2月27日（木）までに、市ホームページに公開するほか、電子メールで回答する。

## 11 第一次審査（参加資格審査）

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書（第4号様式）を令和7年3月4日（火）までに、電子メールにより通知する。

なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された参加事業者は、令和7年3月4日（火）から同月11日（火）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

(2) 留意事項

提出後の差し替えは認めず、書類は返却しない。

## 12 企画提案書の作成方法等

第一次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

表紙を第5号様式として企画提案書を提出するものとする。

(2) 提案に係る方針

提案書の作成に当たっては、次に掲げる方針を考慮すること。

ア 別途提供する「施設別照明リスト 兼 電力削減量及び電力使用料金削減額算出表」（第9号様式）に記載の既設照明の年間電力消費量及び年間電気使用料金をもとに、本事業によりどのような事業効果が期待されるのかを提案すること。なお、本事業で省エネルギー化が期待される設備はLED化未施工の照明のみであるという点に鑑み、事業効果の提案は、既存の照明器具と更新するLED照明器具との比較により導き出される、照明に係る年間電力消費量の削減量及び年間電気使用料金の削減額を提示することで足りる。

<p>年間電力消費量及び年間電気資料料金は下記により算出する。</p> <p>年間消費電力量  <math display="block">= \text{器具の消費電力} \times \text{器具数} \times \text{稼働時間} \quad (\text{稼働日数} \times \text{稼働時間} / \text{日})</math></p> <p>年間電気使用料金  <math display="block">= \text{年間消費電力量} \times \text{電力単価}</math></p> <p>※稼働時間、電力単価は第9号様式にて市が指定する値を採用すること。</p>
---

- イ 見積り限度額の範囲内で、アで求める内容をできる限り低廉な価格で実現すること。
- ウ 令和8年3月31日（火）までに照明器具更新工事を完成させること。また、室の状況等を踏まえ、最適な照明器具を導入すること。

(3) 記載内容

企画提案書は、「武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託仕様書」及び「(2) 提案に係る方針」の内容を十分理解した上で、各社の公平な内容比較を行うために、表1にある項番の順に従って、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

【表1】

項番	項目	企画提案書に記載すべき事項
1	会社概要 (任意様式)	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項を記載すること。
2	本業務の実績 (任意様式)	本業務と同等の業務を実施した実績内容を記載すること。
3	本事業に対する基本方針 (任意様式)	仕様書や(2)の内容を踏まえ、提案に当たっての基本方針を記載すること。
4	施設別照明リスト兼電力削減量及び電力使用料金削減額算出表 (第9号様式)	更新を提案しようとする既設器具の行の黄色セル（型番、消費電力、器具単価、取付費）および既存照明撤去工、既存照明処分費、直接仮設工に必要な事項を入力し、学校別の電力使用削減量、直接工事費を算出する。（なお、調光制御（昼光利用や人感センサーなど。）が可能な照明器具を採用する場合、機器仕様図等に記載の消費電力から 20%（小数点第 2 位以下切り捨て）を除くことができる。（例：34W→27.2W））

5	使用照明器具 提案書 (第10号様式)	様式第10-1号には、9号様式に記載した採用予定のLED照明器具の型番及び消費電力を記載した一覧表を作成する。また、これらを確認できる機器仕様図等を添付し、様式第10-2号には主な照明器具の選定理由や特徴等を記載する。
6	総事業費算出 票 (第11号様式)	「照明リスト(施設別電力使用削減量及び直接工事費算出表)」で算出した施設別の直接工事費を転記するとともに、黄色セルにその他経費等を記載し、総事業費を算出する。年度別、施設別の事業費がわかるようにまとめること。
7	事業効果提案 書 (任意様式)	第9号、第11号様式で算出した電力使用量削減量及び電力使用料金削減額の数値を用いて、照明器具の更新によりどのような事業効果が期待できるか、記載すること。
8	調査・設計関 する提案 (第12号様式)	現地調査について学校管理者との調整等について記載すること。 詳細設計について適切な器具の選定や器具更新の手法等について記載すること。
9	工事施工に 関する提案 (第13号様式)	品質管理、安全管理、緊急時対応等に関する留意点とその対策等について記載すること。
10	施工監理に 関する提案 (第14号様式)	工程管理、学校管理者との調整等に関する留意点とその対策等について記載すること。
11	維持管理に 関する提案 (第15号様式)	維持管理業務計画、緊急対応、省エネルギー効果の検証方法等について記載すること。 維持管理終了後の照明器具の信頼性についても記載すること。
12	業務体制表 (任意様式)	契約締結後における業務の実施体制(担当者等の氏名、経験又は担当する業務等)を記載すること。グループとしての参加者については、各役割ごとの実施体制を記載すること。
13	業務工程表 (任意様式)	本業務の工程表を記載すること。
14	その他 (任意様式)	その他、独自の提案があれば、具体的に記載すること。「7 事業効果提案書」の中に、まとめて記載しても良い。

(4) 提出期限

令和7年3月21日(金)午後5時(必着)

(5) 提出部数

正本： 1部

副本： 6部

(6) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

ア 主管課窓口持参の場合

土日祝日を除く午前9時から午後5時までに持参。

イ 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、市はその責を負わない。

(7) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育施設係（所在地等は後述）

(8) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者（1グループ）につき1案とする。

イ 様式は任意であるが、A4版（一部A3版の資料折込使用可）で作成し、ページ番号を付すこと。

ウ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものにならないよう留意すること。

なお、カラー印刷での提出も可とする。

エ 提出後の差替、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会からの要請があったものについてはこの限りではない。

オ 提出後の書類は返却しない。

### 13 見積書の提出

(1) 企画提案書とは別に、仕様書に記載された要求要件を全て満たした見積書（第6号様式）を提出すること。

(2) 見積書には、事業者の所在地、商号又は名称・代表者肩書、氏名を記入の上、代表者印を押印すること。

(3) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格とする。

(4) 提出期限

**令和7年3月21日（金）午後5時（必着）**

(5) 提出部数

正本： 1部

副本： 6部

(6) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

ア 主管課窓口持参の場合

土日祝日を除く午前9時から午後5時までに持参。

イ 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、市はその責を負わない。

(7) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育施設係（所在地等は後述）

#### 14 質問受付及び回答（企画提案書等の提出に関する質問含む）

実施要領・仕様書の内容や企画提案書等の提出に関し質問がある場合は、所定の質問書（第7号様式）を次により提出すること。

なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

(1) 受付期間

令和7年3月4日（火）午前9時から

令和7年3月7日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

質問事項は、質問書（第7号様式）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。メールの件名は、「【事業者名】武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED化 ESCO 事業委託（質問書）」とし、送信確認の電話連絡を行うこと。

また、グループでの参加者については、事業役割を担う構成員が各構成員の質問を取りまとめた上で、提出すること。

(3) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育施設係（所在地等は後述）

(4) 回答

提出された全ての質問と回答について、令和7年3月11日（火）までに、市ホームページに公開するほか、電子メールで回答する。

#### 15 第二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、5名とする。

(2) 日時（予定）

令和7年3月25日（火）午前中とし、提案事業者に電子メールにより別途連絡する。

なお、同年3月26日（水）は予備日とする。

(3) 場所（予定）

令和7年3月25日（火）：武蔵村山市民会館（さくらホール） 研修室

令和7年3月26日（水）：中部地区会館（武蔵村山市役所4階） 402AB  
学習室

(4) 審査基準

ア 「16 審査基準」表2の各評価項目に対し、次のとおり1点から5点までの評価採点を行う。

評価基準	配点
特に優れている	5点
優れている	4点
普通である	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

イ 審査は審査基準に基づき、企業評価及び業務評価の視点から行う。

ウ 審査委員の採点を合計して平均点を算出し、これに価格評価の点数を加えたものを評価点とする。ただし、平均点から±30点以上の乖離がある採点をした審査員がいた場合については、これを除いた上で改めて平均点を算出する。評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

なお、「8 優先契約交渉事業者決定方法」(7)でいうところの、評価点についても同様の考え方により算出したものとする。

エ 上記アの企業評価及び業務評価の委員1人当たりの最高点は65点とし、これに価格評価点を加えた70点を最高評価点とする。

(4) 審査方法

ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ プレゼンテーションへの参加人数は3人以内（グループとしての参加者については、各役割につき1人以上、最大6人以内）とし、実際に業務を受託した際に主として担当する者を出席させること。

ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ 審査時間は、1事業者につき40分以内（原則として、プレゼンテーションで30分以内及び質疑応答10分以内）とする。グループでの参加者についても、同様とする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の

説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、パソコン等の機器は事業者が用意すること。プロジェクター（接続端子は HDMI 又は VGA ケーブル）、スクリーン及び電源タップについては、市が用意するため、使用する事業者は、企画提案書提出時に申し出ること。

カ 審査は個別に行い、非公開とする。

キ 開始時間、会場等詳細は、後日連絡する。

(5) 審査結果

審査結果は、令和7年3月27日(木)までに電子メールにより第二次審査を受けた全ての提案事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書(第8号様式)により通知する。

なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、契約優先交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、令和7年3月27日(木)から同年4月3日(木)までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

16 審査基準

企業評価及び業務評価の審査基準は、表2のとおりとする。重要な項目については、重みを掛けて採点する。価格評価の配点基準は、表3のとおりとする。

【表2】

No	評価項目		評価・着眼点	重み
1	総合	事業実績等	本事業の委託するにふさわしい経営規模を有しているかどうか。 過去に本事業の業務内容に類似した照明のLED化に係るESCO事業を実施したことがあるかどうか。過去の実績から本事業の確実な遂行について、期待が持てるかどうか。	
2		独自の提案	業務内容に関する説明が明確であり、独自の工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的な事業効果が期待できるかどうか。	×2
3	設計	使用機器の仕	使用する機器が本事業の仕様に	×2

		様・工夫	則ったものとなっているかどうか。各施設及び各室における照明に関する環境（学習等にとって快適な輝度、照度）が改善するような機器の提案があるかどうか。	
4		照度の確保	照明の照度は仕様書で求める基準を満たすようなものかどうか。基準確保のための工夫（設置場所の変更や減灯の提案等）が見られるかどうか。	
5	施工	安全性	緊急時の対処方針が整備されているかどうか。 落下物防止等の安全措置についての対応方法が整理されているかどうか。 学校関係者等に危険が生じないように配慮された作業計画となっているかどうか。	
6		施工体制	施工体制について、各工種、各工程ごとに適した者を選定・配置して、工事の完遂に支障のない体制を組もうとしているかどうか。	
7		施工工程	施工工程は、各施設及び各室の利用状況を踏まえ、学校運営に支障を来さないように配慮され、無理・遅延のないものとなっているか。	
8	維持管理	効果検証	検証方法について、具体的な方法が提案されているかどうか。	
9		修繕等	維持期間中の設備の不具合への対応について、早急な対応ができるような体制を整えているかどうか。	
10	環境	環境への配慮	提案全般について、地球温暖化	

			対策等、環境に配慮したものとなっているかどうか。	
11		廃棄等	撤去した器具やランプの処分方法の提案について、関係法令を遵守したものとなっているかどうか。	

【表 3】

見積額	配点
見積限度額を超えた場合	失格
見積限度額と同額	1点
見積限度額の99%から90%	2点
見積限度額の89%から80%	3点
見積限度額の79%から70%	4点
見積限度額の69%以下	5点

## 17 契約の交渉及び締結

### (1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されない場合又は協議が調わなかった場合は、次点交渉事業者との協議に移るものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は、契約優先交渉事業者から提出された見積額を超えない額とする。

### (3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

ウ 契約期間は令和7年度の契約開始日から令和11年3月31日までとする。

### (4) グループ参加者との契約

ア 委託契約は市と事業役割を担う企業との間で締結する。

イ 事業役割を担う企業は、それ以外の役割を担う企業と市が指定する時期までに適正な請負契約等を締結し、その内容について事前に市の承諾を得なければならない。

## 18 情報公開

### (1) 情報公開の内容

ア 優先契約交渉事業者決定前

(ア) 実施要領

(イ) 武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託仕様書

(ウ) 武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託  
プロポーザル審査委員会要領

(エ) 既設照明リスト

イ 優先契約交渉事業者決定後

(ア) 上記ア(ア)から(エ)までに記載の資料

(イ) 決定された優先契約交渉事業者及び審査結果（決定された優先契約交渉事業者以外は匿名とする。）

(2) 公開方法

市ホームページ

## 19 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。
- (6) 市は企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。  
なお、本プロポーザルの優先契約交渉事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 20 失格事項

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、その事業者を失格とする。
  - ア 参加資格要件を満たしていない場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - オ 正当な理由なくプレゼンテーション及び質疑応答に応じなかった場合

- カ 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- キ 価格見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

- (2) (1)ア及びカについて、グループとしての参加者については、各構成員のうち一者でも該当した場合、グループとして失格とする。

## 21 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、その旨を速やかに書面（任意様式）により、事務局（後述）宛てに提出すること。
- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (4) 本プロポーザルは武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校 LED 化 ESCO 事業委託の候補事業者を選定するために、令和7年度武蔵村山市一般会計予算の成立を前提とした年度前事前準備行為として実施するものである。そのため、当該予算が成立しなかった場合又は本業務の執行が不可能な程度まで本業務に係る予算が減額された場合には、本プロポーザルに係る契約の締結は原則として行わない。その場合であっても、市はそれに伴って生じるいかなる費用も保証しないため、参加に当たっては十分留意すること。

## 22 事務局（問合せ先・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課教育施設係 西・大原

電話：042-565-1111（内線452）

電子メール：[shisetsu-propo@city.musashimurayama.lg.jp](mailto:shisetsu-propo@city.musashimurayama.lg.jp)